

岩手県告示第 63 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 2 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 重茂半島線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第 1 地割 11 番 1 地先から 20 番 2 地先まで	新	m 49.0~6.6	m 453.2
	旧	28.0~5.4	453.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 有芸田老線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市田老字森崎 91 番 1 地先から字和蒔 103 番 47 地先まで	新	m 37.6~6.0	m 1,719.7
	旧	34.4~4.6	1,719.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

- 3 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 大門有壁線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町金沢字寺沖 24 番 1 地先から字峯岸 13 番 3 地先まで	新	m 17.0~10.9	m 454.0
	旧	14.5~8.5	454.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

- 4 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 安家玉川線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

下閉伊郡岩泉町安家字茂井2番2地先	新	m 97.0~26.0	m 334.5
	旧	26.0~8.0	334.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成20年2月1日から同年3月1日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 456号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区栄町44番8地先から岩谷堂字下苗代沢7番1地先まで	新	A m 25.6~6.5	m 716.3
		B 29.5~13.8	706.8
奥州市江刺区栄町44番8地先から岩谷堂字中堰137番2地先まで	旧	A 25.6~6.5	716.3
		B 29.5~13.8	686.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成20年2月1日から同年3月1日まで